規制の論点等について

NO.	項目	論点等	他政令市の状況等										
1	目的	(1) 現状の問題に 対応した目的を 規制する必要が ある	【現状の問題点】 ○道路上のたむる ○つきまとい ○通行人等への 声掛け等	【 【 ()通行の妨げ			○道路上のたむろ○一次の方げ○一次の方式○不安や恐怖感○不快感・迷惑等●北九州市の阻					よ通行及で	が快適な
		(2) 関連法令と異	◇関連法令										
		なる目的を規制	風営法	風俗営業	美の健全化!	こ資すること	が目的						
		する必要があ	県迷惑防止条例	暴力的不	に良行為の[8	方止が目的							
		る。											
			◇関連法令の規制	うの規制範囲									
					風営法福岡県迷惑行為防止条例								
						客引		1	勧誘				
					日中	深夜 (0 時 ~6 時)	執拗で ない 場合 ※1	執拗な 場合 ※1	執拗で ない 場合 ※2	執拗な 場合 ※2			
			居酒屋、カラオケ	等		×		×		×			
			•	ガールズバー等			×	X	×	X			
			スナック、キャバ 性風俗関連	×	×	×	×	×	×				
			※1 客待ち行為	も含む			1 ^	1 /					
			※2 勧誘待ち行	- , .									

2	禁止	(1) どの行為を禁			大	京]	名	仙	熊	浜	静	千	札
	行為	止するか			八 阪	都	川	古古	台	本	仏 松	岡岡	葉	, 相 !
					1900	1日17	 Ht]	屋		7	1/4	lm1	大	*1
		(2)どの業種を禁	(1)	 客引き	0	0	0		0	0	0	0		
		止するか	行為	 客待ち	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
									0	0		0	0	0
		(3)どの場所の行		誘引 (呼び込み) ※2										
		為を禁止する		 勧誘(スカウト)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		か。		 勧誘待ち	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 自店舗前1m 以内の客引き行	(2)	客引き(全業種)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			以内の客引き行	業種	勧誘 (全業種) (川崎、熊本は風俗関連のみ)	0	0	Δ	0	0	\triangle	0	0	0
	為を認め	為を認めるか	(3)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			場所	公園	0	0	0	0	0	0	0		0	0
			(4) 自店舗	1m 以内の客引き ※3	0	×	×	×	×	×	×	0	×	0
			※2 誘D 為(現市は条例検討中 図:通行人その他不特定の 「居酒屋どうですか」など 店舗から1m以内で、通行の	不特	定多数	汝への	呼びた	いけが	該当)			

2	禁止	(5)どの区域を禁			大	京	JII	名	仙	熊	浜	静	千	札
	行為	止するか					, .							
	14 // 4	/ • //			阪	都	崎	古	台	本	松	岡	葉	幌
								屋						
			(6)	繁華街の一部	0	\circ	0	0	0	0	0	0	0	\bigcirc
			区域	(上記のうち) 面指定			0		0	0	0		0	\circ
				(上記のうち) 通り指定	0	\circ		\circ				0		
		(1) tt (-) (0) tr												
3	罰則	(1)禁止行為の違			大	京	Ш	名	仙	熊	浜	静	千	札
	•	反者に罰則を設			阪	都	崎	古	台	本	松	岡	葉	幌
	処分	けるか						屋						
			(1)	①秩序罰	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 処分の手続き	罰則	②行政刑罰										
	をどうするか	をどうするか		③両罰規定		0		0	0	0	0	0	0	0
		(3) 罰則の対象を	(2)	指導⇒勧告⇒命令	0	0	0	0		0	0			0
			手続き	勧告⇒命令					0			0	0	
		どうするか	(3)	命令違反	0	\circ	0	0	0	0	0	0	0	0
			罰則の	虚偽の報告等	0	0		0	0	0	0	0	0	0
			対象	立入調査拒否等	0	0		0	0	0	0	0	0	\circ
	地方自治法第14条 3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、②二年以下の懲役若しくは禁固、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は①五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。 ①秩序罰:捜査・起訴・裁判の対象外、市職員による過料の徴収②行政刑罰:捜査・起訴・裁判の対象 ③両罰規定:客引き行為等に関し、過料を科された場合、行為者だけでなく、所属する法人や使用する個人事業主に対しても、同様の過料が科される。)罰						

3	罰則	(4) 違反者情報の			大	京	ЛП	名	仙	熊	浜	静	千	札	
	•	公表を行うか			阪	都	´ ' 崎	古	台	本	松	岡	葉	幌	
	処分	(5)土地等所有者			192	니다	HHJ	屋		77	14	lm1		176	
		等への通知を行		 (4)公表	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
		うか	(5)		0	0		0	0	0		0	0		
4	 責務	(1) 市民や事業者	(0)	工程//11行行 守 1/2 / 远州											 ì
4	貝伤				大	京	Ш	名	仙	熊	浜	静	千	札	
		等にどのような			阪	都	崎	古	台	本	松	岡	葉	幌	
		努力義務を課す						屋							
		カュ		市	0	\circ	0	\circ	0	0	0	\bigcirc	0	\bigcirc	
				市民等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	\circ	
			責務	事業者等		0	0	0	0	0	0	\circ	0	\circ	
				商店街等		\circ			0						
				町内会等		\circ			0						
			○責務の	例					Į.	,			<u>l</u>		
			【市】												
			・市は、	条例の目的を達成するため	5、均	地域団	体、誓	警察そ	の他	関係機	後関と	の連	隽を国	図り、	
			客引き	行為等の禁止等に関し、必	公要な	な施策	を推進	生すべ	きこ	とを定	ぎめる	0			
			【市民等	、地域団体等】											
			本市が	実施する客引き行為等の雰	李止等	り かい と 関 かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ	するが	施策に	協力	するよ	こう努	める。			
			・禁止区	域を活動範囲に含む商店街	う組合	合など	は、ど	巡回等	の自ヨ	主的な	は取組	を推済	進し、	客引	
			きが行	われないまちづくりに積極	返的 な	よ役割	を果た	こすも	のとっ	する。					
			「事業者等」												
				・ - 場所において、客引き行為	う等を	と行い	、又は	はさせ	るに	当たっ	っては	、安	心、 _气	安全で	5
			快適な	都市環境を阻害しないよう)努&	うる。									
			,	行為等の適正化に関し、微		- 0	指導、	監督	等を行	ううよ	、う努	める。			

	, ,		
5	その他	(1)その他、条例	【客引き行為等対策巡視員(警察 OB)の設置】
		の実効性を高める	・条例制定により、禁止区域内における客引き行為等が禁止されることになるが、単に
		ための取組として	条例を制定しただけでは目的を達成することはできない。したがって、客引き行為等
		どのようなものが	対策巡視員による、継続的な巡回・取締り実施により、この条例の実効性を上げるこ
		考えられるか	とできると考えている。
			【客引き行為等対策推進員の設置】
			・市長は、禁止区域における客引き行為等の禁止の推進のため、地域団体又は事業者等
			のうちから客引き行為等対策推進員を委嘱することができる。
			・推進員は、当該禁止地区において、客引き行為等を行い、又は行おうとしている者に
			対する注意喚起、客引き禁止等の推進のための啓発その他の活動を行うものとする。
			・禁止区域の客引きの撲滅のためには、行政の取組だけでなく、禁止区域を活動範囲に
			含む商店街組合などの自主的な活動が必須である。巡回、注意喚起、啓発その他の客
			 引き行為等を行わせないための活動を推進し、「自らの街は自らでつくる」といった精
			神のもと、安全で安心なまちを実現するため、商店街組合などに積極的な役割を果た
			していただきたいと考えている。
			 ・具体的には、「客引き対策推進員」との腕章等を着けて禁止区域を巡回し、客引き等を
			│ │ 行う者等に対し、注意喚起を実施する。複数回注意喚起を実施しても客引き等をやめ
			 ない等の情報を、客引き行為等対策巡視員(警察 OB)と共有し、勧告、命令を実施す
			る流れを想定している。
			【関係機関との連携】
			・県警察等、関係機関等と相互に情報共有するとともに、必要に応じて協力を求めるこ
			とにより、条例の実効性を上げることができる。

項目	安全・安心推進部の考え方
1	○条文イメージ
目的	この条例は、公共の場所における客引き行為等の禁止等に関し、必要な事項を定めることにより、①市民等が②安全かつ快適に公共の場所を通行し、又は利用することのできる環境を確保し、③安全で安心なまちの実現に資することを目的とする。
	 ●考え方 ①市民だけでなく観光客なども想定し、「市民等」と規定 ②客引き等による「通行の妨げ」や「不安や恐怖感」等を防止するため、公共の場所を安全に安心して「通行」し、「利用」できる環境を確保することについて規定 ③北九州市が目指すべきまちの方向性について関連条例より抜粋・北九州市安全・安心条例 ⇒安全・安心を実感することができるまちを実現し、安全・安心なまちづくりを次の世代に継承する。
2	 ○規制内容の考え方
-	(1) 禁止行為
行為	 ・禁止行為は「客引き」、「客待ち」、「勧誘」、「勧誘待ち」を「する行為」と「させる行為」、及び「客待ちを用いた営業行為」とする。 ・「客引き」と「勧誘(スカウト)」行為は、外形上の区別が困難であることから、合わせて規制対象とすることで、規制の実効性を担保する。 ・「客引きを用いた営業」は、禁止区域において客引き行為等を受けた者を客として受け入れることについて禁止するものである。事業者等が依頼したかどうかに関わらず、客引き行為によって誘われた客を自店舗などに客として受け入れる行為自体を禁止する。

2

禁止 行為

(2)業種

・「業種」は、外形上の区別が困難であることから、「全業種」を禁止対象とすることで、規制の実効性を担保する。

【参考情報】

市民アンケート: 客引き対策は必要か

・来街者:42%、地元住民:67%、店舗:73%

(3) 場所

- ・客引きや勧誘が与える影響から、公共の場所を対象とする。
- ・本市の所有する「道路」や「公園」等を対象とする。
- ・事業者等が所有、管理する施設等は事業者等が管理すべきもので あり、対象に含まない。

(4) 自店舗

・自店舗前だけの客引きを認めることは、実効性が乏しくなる可能 性があるため、禁止区域内において「すべての客引き行為」を禁 止する。

(5) 区域

- ・全業種の客引き行為等について、「市内全域」で禁止すると営業 の自由への大きな侵害になるため、禁止区域は市内一部に限定す る。
- ・公共の場所を対象とすることを前提とし「面」の規制とする。

罰則・

処分

3

○罰則・処分内容の考え方

- ・条例の実効性を担保するため、命令違反、虚偽の報告、立入調査 の拒否等を行った者に対して過料を科す「秩序罰」を規定すると ともに、違反行為をさせた法人等について「両罰規定」を設け る。さらに、違反者の情報を「公表」すると同時に、違反者情報 を「土地等所有者へ通知」を行うことが想定される。
- ・今回検討している条例では、規制の目的や他政令市の状況を踏ま えると、秩序罰を適用することが適当であると考える。
- ・違反行為者のみを罰するのではなく、当該行為に係る業務を行う 法人等にも罰則を科す「両罰規定」を設けることによって、禁止 行為に係る一定の抑止力が期待できるだけでなく、法人等の従業 員に対する管理監督を徹底させ、また、違反行為の是正を促させ ることが期待できるものと考える。

3 罰則· 処分

- ・禁止行為を自粛させることや、本市の施策への協力を促すことな どを目的に違反者の情報の公表や土地等所有者への通知を行うも のとする。
- ・条例の実効性を担保するため、過料・氏名等の公表までの手続き は勧告→命令の2段階とする。
- ・勧告等を適切に行うため、違反者に対し、報告の徴収や店舗等への立入調査等を行うこととし、違反した者には、罰則を科すこと、氏名等の公表をすることを規定する。

4

○条文イメージ

責務

(市の責務)

- ・市は条例の目的を達成するため、客引き行為等の禁止等に関し、 必要な施策を推進するものとする。
- ・市は地域団体、警察その他関係機関との連携を図るものとする。

(市民及び地域団体等の責務)

- ・市民や地域団体等は市が実施する客引き行為等の禁止等に関する 施策に協力するよう努めなければならない。
- ・禁止区域を活動範囲に含む商店街組合などは、巡回、啓発その他 の客引き行為等を行わせないための自主的な取組を推進し、客引 き行為等が行われないまちづくりに積極的な役割を果たすものと する。

(事業者等の責務)

- ・事業者等は客引き行為等をし、又はさせるときは、安全・安心で 快適な生活環境を阻害しないようにしなければならない。
- ・事業者等は市が実施する客引き行為等の規制に関する施策に協力 するよう努めなければならない。
- ・事業者等は、客引き行為等の適正化に関し、従業員への指導、監督等を行うよう努めるものとする。

5

●その他

その他

(客引き行為等対策巡視員)

・禁止区域において客引き行為等をし、又はさせようとしている者に 対し、注意、勧告等を行うため、巡視員を配置する。

(客引き行為等対策推進員)

- ・禁止区域での客引きの撲滅のためには、行政の取組だけでなく、禁止区域を活動範囲に含む商店街組合などの自主的な取組が必須である。巡回、啓発その他の客引き行為等を行わせないための活動を推進し、「自らの街は自らでつくる」といった精神をもとに、客引き行為等が行われないまちづくりのため、商店街組合などは積極的な役割を果たしていただきたいと考える。
- ・禁止区域における客引き行為等の禁止の推進のため、地域団体又は 事業者等のうちから客引き行為等対策推進員を委嘱するにより、規 制の効果を高めることが期待できる。

(関係機関との連携)

・県警察や関係機関、関係団体との連携について定めることで、相互 に情報共有するとともに、必要に応じて協力を求めることとする。

【北九州市客引き行為等の禁止等に関する条例 骨子】

第1 条例の目的

条例の目的として、「公共の場所における客引き行為等の禁止等に関し、必要な事項を定めること」、「市民等が安全かつ快適に公共の場所を通行し、又は利用することのできる環境を確保すること」、もって、「安全で安心なまちの実現に資すること」を定めます。

第2 用語の定義

条例において用いる用語の定義を定めます。

客引き行為等:公共の場所(道路、公園等)において行われる、客引き行為、客待

ち行為、勧誘行為、勧誘待ち行為をいう。

客引き行為 : 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるよう

に誘う行為

客待ち行為 : 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

勧誘行為 :通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事す

るように勧誘する行為

勧誘待ち行為:勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為 市民等:市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者 事業者等:事業(その準備行為を含む)を行う者またはその従業者

地域団体 : 市内に存する自治会や商店街などの中小企業団体、その他の地域活

動を行う団体

第3 市の青務

市は、条例の目的を達成するため、地域団体、警察その他関係機関との連携を図り、客引き行為等の禁止等に関し、必要な施策を推進すべきことを定めます。

第4 市民及び地域団体等の責務

市民や地域団体等は、市が実施する客引き行為等の禁止等に関する施策に協力するよう努めることを定めます。

また、禁止区域を活動範囲に含む商店街組合などは、巡回、啓発その他の客引き行為等を行わせないための自主的な取組を推進し、客引き行為等が行われないまちづくりに積極的な役割を果たすよう努めることを定めます。

第5 事業者等の責務

事業者等は客引き行為等をし、又はさせるときは、安心・安全で快適な生活環境を 阻害しないように努めるべきことを定めます。

また、事業者等は市が実施する客引き行為等の規制に関する施策に協力すること及び客引き行為等の適正化に関し、従業員への指導、監督等を行うよう努めることを定めます。

第6 客引き行為等禁止区域の指定

市長は、市民等が安全かつ快適に公共の場所を通行し、又は利用することのできる 環境を確保するため特に必要があると認める区域を、禁止区域として指定することが できることや禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならないことを定 めます。

また、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができることを定めます。

その他、禁止区域の指定、変更、解除に当たっては、学識経験者等で構成する「北九州市客引き対策検討会議」の意見を聴かなければならないことを定めます。

第7 禁止区域における客引き行為等の禁止

何人も、客引き行為等禁止区域において客引き行為等をし、又はさせてはならないことを定めます。

第8 禁止区域における客引き行為を用いた営業の禁止

事業者等は、禁止区域において、客引き行為をしたもの又は当該客引き行為に関係 あるものから紹介を受けて、当該客引き行為を受けたものを客として当該事業者等の 店舗に立ち入らせてはならないことを定めます。

第9 客引き行為等対策巡視員

禁止区域において客引き行為等をし、又はさせようとしている者に対し、注意、指導等を行うため、客引き行為等対策巡視員を配置することを定めます。

また、巡視員は、客引き禁止等の推進のための啓発その他客引き禁止等の推進に関する事務を行うこと等を定めます。

第10 客引き行為等対策推進員

市長は、禁止区域における客引き行為等の禁止の推進のため、地域団体又は事業者等のうちから客引き行為等対策推進員を委嘱できることを定めます。

また、推進員は、当該禁止区域において、客引き行為等を行い、又は行おうとしている者に対する注意喚起、客引き禁止等の推進のための啓発その他の活動を行うものとすることを定めます。

第11 勧告・命令

勧告:市長は、第7及び第8に定める内容に違反した者に対し、当該行為をしてはならない旨を勧告できることを定めます。

命令:市長は、勧告に従わずに違反行為をしたものに対し、当該行為をしてはならない旨を命ずることができることを定めます。

第12 報告の徴収等

市長は、勧告、命令を行うにあたって必要があると認める時は、必要な限度において、違反行為をしたものに対し、必要な報告を求めることができることを定めます。

また、市長は、勧告、命令を行うにあたって必要があると認める時は、職員に違反 行為をした者の事務所、店舗その他事業に関係のある場所に立ち入らせ、必要な調査 や質問をさせることができることを定めます。

その際には、身分を示す証明書を携帯し、請求があったときは掲示しなければならないこと、この立入調査や質問の権限は、犯罪捜査のために認められた強制力を有するものではないことを定めます。

第13 関係機関との連携

市長は、この条例の目的を達成するために必要な場合は、関係警察署長その他関係機関の長または関係団体の代表者に対して情報の提供その他必要な協力を求めることができることを定めます。

また、市長はこの条例の目的を達成するために必要な場合は、関係警察署その他関係機関の長に対し、違反行為に関する情報その他客引き行為等に関する情報の提供を行うことができることを定めます。

第 14 公表

市長は、第11の命令に従わないものや、第12の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたもの、第12の立入調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に正当な理由がなくて陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたものについて、違反行為をしたものの氏名や住所、店舗の名称や所在地等を公表することができることを定めます。また、公表しようとするときは、あらかじめ公表の対象となるものに、その理由を通知し、意見陳述の機会を与えなければならないことを定めます。

第 15 土地所有者等への通知

市長は、第 14 による公表をしたときは、当該公表がされたものの業務の用に供されている土地又は建物を提供している土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表の内容を通知することができることを定めます。

第16 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めることを定めます。

第 17 罰則

第 11 の命令に違反した者や第 12 の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者に対して 5 万円以下の過料を科すことを定めます。

第 18 両罰規定

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、過料を科すことを定めます。